



離島や過疎地域等から高等学校等へ進学されている生徒の保護者の皆様へ



下宿等の利用料の一部を補助する制度があります

補助対象地域

島浦町、熊野江町、須美江町、浦城町、安井町、北方町、北浦町、北川町

補助対象者

延岡市内の高等学校等に在学する生徒のうち、高等学校等に通学するために寮や下宿等を利用し、又は間借りをしている生徒の保護者

※ 補助対象地域に生活の本拠としての住所を有する保護者に限ります。

※ 「市税（国民健康保険税を含む）の滞納がある方」又は「就業のために一定期間、離島・過疎地域等に居住する方」は対象外です。

※ 離島地域の方は、市外の高等学校等であっても、市内の高等学校等に設置されていない学科への進学であれば対象となります。

補助金の額

部屋、住戸又は住宅の利用料の2分の1（生徒1人当たり月額2万円が上限）

※ 食費・光熱水費・生活雑費・修繕等を除きます。



補助対象期間及び申請受付期間

補助対象期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

申請受付期間：令和8年2月24日（火）～令和8年3月23日（月）

＜申請に必要な書類＞

- ① 様式第1号（延岡市離島・過疎地域等高校生修学支援補助金交付申請書及び実績報告書）※押印省略可
- ② 在学証明書 ※生徒分
- ③ 市税の完納証明書 ※申請者（保護者）分
- ④ 様式第3号（延岡市離島・過疎地域等高校生修学支援補助金交付請求書）※押印省略可
- ⑤ 下宿等の利用に係る契約書及び領収書（これらに類するものを含む）の写し
- ⑥ 食費等を除いた下宿等の利用料の額が証明できる書類 ※⑤で確認できる場合は不要

＜申請の提出先＞

地域・離島・交通政策課（延岡市役所6階）、北方・北浦・北川総合支所地域振興課、島浦支所

＜よくあるご質問＞

Q1. 高校生の兄弟2人がアパートの同じ部屋に住んだ場合、補助上限は月額2万円×2人で4万円になりますか？

A1. この場合の補助上限は月額2万円です。

同じアパートでも別の部屋（別契約）であれば、それぞれ月額2万円が補助上限になります。

Q2. 子供が心配なので、保護者が一緒にアパートに住んだ場合も補助金は交付されますか？

A2. 補助金が交付されるのは、高校生だけで居住する場合に限ります。保護者が同居する場合は対象となりません。



Q3. 親戚が所有している貸家を借りて家賃を払っていますが、補助金の交付対象となりますか？

A3. 対象となります。ただし、保護者又は保護者と同一世帯の方が所有する物件等に居住する場合は対象となりません。